

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社シグマクス			コード	6088
提出日	2020/6/3		異動（予定）日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案を付議し、また「該当状況についての説明」の記載内容に変更が生じたため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中原 広	社外取締役	○													○		有
2	網谷 充弘	社外取締役	○													○		有
3	疋田 秀三	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4	山本 麻記子	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
5	角南 文夫	社外取締役	○							△								有
6	畑 伸郎	社外取締役	○		△					△								有
7	大久保 丈二	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		中原広氏は、国税庁長官、理財局長、金融庁監督局参事官、信金中央金庫専務理事等を歴任し、財務、金融など幅広い分野の深い知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
2		網谷充弘氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
3	社外取締役の疋田秀三氏は、株式会社インテックの業務執行者であります。株式会社インテックは当社の発行済株式の9.6％を保有する株主であり、直近事業年度における取引金額は同社の年間連結売上高の1％を超えません。	疋田秀三氏は、IT事業における豊富な業務経験と見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
4	社外取締役の山本麻記子氏は、TMI総合法律事務所の業務執行者であります。当社は同法律事務所より役務の提供等を受けており、直近事業年度における取引金額は同法律事務所の年間売上高の1％を超えません。	山本麻記子氏は国内外での弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
5	社外取締役の角南文夫氏は、三菱商事株式会社の出身者でありますが、同社を退職後3年以上経過しております。当社は三菱商事株式会社に継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は当社の年間連結売上高の5％超であり、三菱商事株式会社は主要な取引先に該当します。	角南文夫氏は、財務及び会計部門並びに会社経営における長年の経験があり、財務及び会計並びに経営に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として選任しています。なお、主要取引先である三菱商事株式会社出身者ではありますが、同社を退職後3年以上経過し、2012年4月より当社監査役として、公正不偏の態度を一貫しており、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
6	社外取締役の畑伸郎氏は、三菱商事株式会社の出身者でありますが、同社を退職後3年以上経過しております。当社は三菱商事株式会社に継続的にビジネスコンサルティング業務を提供しており、取引額は当社の年間連結売上高の5％超であり、三菱商事株式会社は主要な取引先に該当します。	畑伸郎氏は、財務及び会計部門並びに会社経営における長年の経験があり、財務及び会計並びに経営に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として選任しています。なお、主要取引先である三菱商事株式会社出身者ではありますが、同社を退職後3年以上経過しており、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。
7		大久保丈二氏は、公認会計士の資格を有し、大手監査法人での代表社員の経験やコンサルティング事業会社で常務取締役を務めた経験もあり、企業会計及び企業経営に関する専門的な知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の各要件のいずれにも該当しておらず、独立性を有しております。

4. 補足説明

【社外役員の独立性についての当社の考え方】 ・当社は、会社法上の要件に加え独自の「独立社外取締役の独立性判断基準」（注）を策定し、この基準の各要件のいずれにも該当しない社外取締役は独立性が十分保たれていると判断します。 （注）「独立社外取締役の独立性判断基準」 ・当社における社外取締役のうち、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断します。 （1）当社の主要な株主（議決権所有割合10％以上の株主）又はその業務執行者 （2）当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の5％を超える取引先又はその業務執行者 （3）当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の5％を超えるもの又はその業務執行者 （4）当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員 （5）当社から、直近事業年度において年間100万円以上の寄附又は助成を受けている組織の業務執行者 （6）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から年間100万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者 （7）過去3年間において、上記(1)～(6)のいずれかに該当していた者 （8）上記(1)～(7)のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族 （9）当社又は子会社の業務執行取締役等（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族 （10）過去3年間において、当社又は子会社の業務執行取締役等（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）であった者の二親等以内の親族

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。